

2020

---

# 西いぶり広域連合議会会議録

---

第2回定例会

令和2年9月2日開会

令和2年9月2日閉会

西いぶり広域連合議会

## 令和2年第2回西いぶり広域連合議会定例会審議日程

(会期1日間)

月 日	曜	会議区分	会議時間	会議内容
9. 2	水	本会議	14:00~16:10	開会、会期の決定、議案の説明、質疑、議案の議決、一般質問、閉会

## 令和2年第2回西いぶり広域連合議会定例会議決結果表

会期 令和2年9月2日（水）（1日）

番 号	件 名	提 出 年 月 日	付託委員会 付託年月日	議 決 結 果	
				原 案 可 決	議 決 年 月 日
議案第 1 号	令和2年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第2号）	2. 9. 2		原 案 可 決	
					2. 9. 2
議案第 2 号	財産取得の件（情報セキュリティ対策機器）	2. 9. 2		原 案 可 決	
					2. 9. 2
認定第 1 号	令和元年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算	2. 9. 2		認 定	
					2. 9. 2
報告第 1 号	専決処分について承認を求める件（令和2年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第1号））	2. 9. 2		承 認	
					2. 9. 2
その他会議に付した事件	会期の決定			決 定	
					2. 9. 2

# 目 次

## 第1号（令和2年9月2日）

議事日程	1
会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
事務局出席職員	1
開会宣告	1
諸般の報告	2
○佐賀議会議務局長	2
日程第1 会議録署名議員の指名（羽立 秀光議員、杉尾 直樹議員）	2
日程第2 会期の決定（9月2日 1日）	2
日程第3 議案第1号、議案第2号、認定第1号、報告第1号（議案説明）	2
○小泉事務管理者	2
○砂田 尚子議員	4
○佐藤事務局長	5
○砂田 尚子議員	6
○佐藤事務局長	6
○砂田 尚子議員	7
○佐藤事務局長	7
○小久保 重孝議員	7
○佐藤事務局長	8
○佐久間共同電算室主幹	8
○小久保 重孝議員	9
○佐藤事務局長	9
○佐久間共同電算室主幹	9
○小久保 重孝議員	10
○佐久間共同電算室主幹	10
○小久保 重孝議員	11
○佐久間共同電算室主幹	11
日程第4 一般質問	12
○砂田 尚子議員	12
○佐藤事務局長	14
○砂田 尚子議員	16
○佐藤事務局長	17
○砂田 尚子議員	17

○佐藤事務局長	1 7
○砂田 尚子議員	1 7
○小泉事務管理者	1 7
○砂田 尚子議員	1 8
○小泉事務管理者	1 8
○砂田 尚子議員	1 9
○佐藤事務局長	1 9
○砂田 尚子議員	1 9
○佐藤事務局長	1 9
○砂田 尚子議員	1 9
○佐藤事務局長	1 9
○砂田 尚子議員	2 0
○佐藤事務局長	2 0
○山田 秀人議員	2 0
○佐藤事務局長	2 0
○山田 秀人議員	2 1
○佐藤事務局長	2 1
○山田 秀人議員	2 1
○佐藤事務局長	2 1
○山田 秀人議員	2 1
○佐藤事務局長	2 1
○山田 秀人議員	2 1
○佐藤事務局長	2 1
○山田 秀人議員	2 2
○佐藤事務局長	2 2
○山田 秀人議員	2 2
○佐藤事務局長	2 2
○山田 秀人議員	2 2
○佐藤事務局長	2 3
○山田 秀人議員	2 3
○小泉事務管理者	2 3
○山田 秀人議員	2 3
○佐藤事務局長	2 4
○山田 秀人議員	2 4
○小久保 重孝議員	2 4
○佐藤事務局長	2 4
○小久保 重孝議員	2 5
○佐藤事務局長	2 5
○小久保 重孝議員	2 5
○佐藤事務局長	2 5
○小久保 重孝議員	2 5
○佐藤事務局長	2 5
○小久保 重孝議員	2 5
○佐藤事務局長	2 6

○小久保 重孝議員	2 6
○佐藤事務局長	2 6
○小久保 重孝議員	2 6
○佐藤事務局長	2 7
○小久保 重孝議員	2 7
○佐藤事務局長	2 7
○小久保 重孝議員	2 7
○佐藤事務局長	2 7
○小久保 重孝議員	2 8
○佐藤事務局長	2 8
○小久保 重孝議員	2 8
○佐藤事務局長	2 8
○小久保 重孝議員	2 8
○佐藤事務局長	2 9
○小久保 重孝議員	2 9
○佐藤事務局長	2 9
○小久保 重孝議員	2 9
閉会宣告	2 9

令和2年9月2日（水曜日）

第 1 号

令和2年 第2回定例会

西いぶり広域連合議会会議録 第1号

令和2年9月2日(水曜日)

午後 2時00分 開会

午後 4時10分 閉会

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第1号、議案第2号、認定第1号、報告第1号  
日程第4 一般質問

○会議に付した事件

- 1 諸般の報告  
2 日程第1  
3 日程第2  
4 日程第3  
5 委員会付託省略  
6 日程第4

○出席議員(14名)

議長	15番	小田中	稔
副議長	14番	小久保	重孝
	1番	板垣	正人
	2番	五十嵐	篤雄
	3番	森	太郎
	4番	真鍋	盛男
	5番	山田	秀人
	7番	我妻	静夫
	8番	砂田	尚子
	9番	羽立	秀光
	10番	杉尾	直樹
	11番	小栗	義朗
	12番	阿戸	孝之
	13番	阿部	正明

○欠席議員(1名)

6番 大高一敏

○説明員

広域連合長	青山	剛
副広域連合長	小笠原	春一
副広域連合長	菊谷	秀吉
副広域連合長	村井	洋一
副広域連合長	田鍋	敏也
副広域連合長	真屋	敏春
事務管理者	小泉	賢一
代表監査委員	松岡	喜代孝
事務局長	佐藤	学
事務局次長	安田	智樹
総務課主幹	藤谷	大生
総務課主幹	稲場	英憲
総務課主幹	鈴木	智
共同電算室主幹	佐久間	樹

○事務局出席職員

事務局長	佐賀	孝志
議事課長	田中	隆一
議事係長	山下	盛弘
書記	佐藤	俊文
書記	鈴木	百々

午後 2時00分 開会

○議長(小田中 稔) ただいまから、令和2



年第2回西いぶり広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をさせます。

佐賀事務局長

**○議会事務局長(佐賀 孝志)** 御報告申し上げます。

今回提案されております案件は、広域連合長提案に関わるもの4件でございます。

次に、地方自治法の規定に基づき、監査委員からお手元に配付のとおり報告がございました。

次に、議案説明のため、広域連合長ほか関係役職員の出席を求めています。

以上でございます。

#### 諸 般 の 報 告

1 地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から提出のあった事件

例月現金出納検査結果報告について(一般会計 令和元年12月分~令和2年6月分)

上記のとおり報告します。

令和2年9月2日

西いぶり広域連合議会  
議長 小田中 稔

**○議長(小田中 稔)** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、羽立 秀光議員並びに杉尾 直樹議員を指名いたします。

**○議長(小田中 稔)** 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(小田中 稔)** 異議なしと認めますの

で、会期は1日と決定いたしました。

**○議長(小田中 稔)** 次は、日程第3 議案第1号令和2年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第2号)外3件を一括議題といたします。

議案第1号 令和2年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第2号)

議案第2号 財産取得の件(情報セキュリティ対策機器)

認定第1号 令和元年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算

報告第1号 専決処分について承認を求める件(令和2年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第1号))

**○議長(小田中 稔)** 提出者の説明を求めます。

小泉事務管理者

**○事務管理者(小泉 賢一)** ただいま議題となりました各案件につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、議案第1号令和2年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第2号)でございます。

このたびの補正は制度改正などに対応するためのシステム改修、危険ごみの機械処理に要する経費のほか、新中間処理施設設計・建設技術支援業務委託に係る所要経費を措置するとともに、3件の債務負担行為を設定するものでございます。

第1条では、歳入歳出それぞれ6,457万6,000円を追加し、予算総額を23億187万円とするものでございます。

補正の内容でございますが、6ページの歳出を御覧いただきたいと存じます。

第3款情報処理費では、共同電算システム運用経費として障害福祉サービス等報酬改定に対

応するための福祉システム改修及び税制改正等に対応するための介護保険システム改修、国外転出者によるマイナンバーカードの利用に係る付票連携に対応するための戸籍附票管理システム及び住民基本台帳システム改修に係る委託料について5,865万9,000円を計上してございます。

第4款ごみ処理費では、リサイクルプラザ管理運営経費として、令和3年4月からの危険ごみの機械処理開始に向けた危険ごみ処理装置設置工事費及び危険ごみ保管容器購入費として363万円、また今年度～令和6年度の新中間処理施設の整備における実施設計、施工管理、性能試験等に係る技術的な助言や指導を受けるための新中間処理施設設計・建設技術支援業務委託として228万7,000円の合計591万7,000円を計上してございます。

次に、4ページにお戻りいただきたいと存じます。

下段の歳入でございますが、第1款分担金及び負担金は、歳出で御説明申し上げました措置に伴う共同電算及び廃棄物処理に関わる構成市町からの負担金を追加してございます。

次に、債務負担行為の設定でございますが、2ページの第2表を御覧いただきたいと存じます。

危険ごみの機械処理に当たりまして、スプレー缶類、ライター類を処理するための危険ごみ処理装置賃借料といたしまして、令和3年度～令和7年度の期間において1,670万円、新中間処理施設の設計、建設、試運転及び運営計画等が要求水準書や提案書などの条件どおりに行われているかの確認などを行うための新中間処理施設設計・建設モニタリング業務委託といたしまして、令和3年度～令和6年度の期間において2億4,640万円、新中間処理施設の整備における実施設計、施工管理、性能試験等に係る技術的な助言や指導を受けるための新中間処

理施設設計・建設技術支援業務委託といたしまして、令和3年度～令和6年度の期間において2,660万円の限度額をそれぞれ設定するものでございます。

次に、議案第2号財産取得の件(情報セキュリティ対策機器)でございます。

本件は、共同電算に係る情報セキュリティ対策機器一式を取得するものでございます。取得物件の内訳でございますが、議案第2号参考でございますように、Web用サンドボックスほか3台を取得するものでございます。取得価格につきましては8,718万3,800円に、令和3年度～6年度の4年間の元金均等年2回払い分の年利0.1%の利子を加えた額となっております。なお、契約の相手先でございます北海道市町村備荒資金組合から令和3年3月末に譲渡の予定でございます。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、認定第1号令和元年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算につきまして御説明を申し上げます。

令和元年度の予算は、廃棄物中間処理施設の運転保守管理業務委託と効率的な行政運営を目指した共同電算事業を柱に、内部経費の節減に努める中で関係市町からの負担金により編成をいたしたところでございます。

予算の執行状況につきましては、廃棄物中間処理施設運営会社への補填措置分委託費の支出などもありましたが、計画いたしました事業につきまして、予算計上の目的に沿って執行いたしましたところでございます。この結果、18ページの実質収支に関する調書を御覧いただきたいと存じますが、歳入総額20億4,464万円に対し、歳出総額は20億4,271万2,000円となり、実質収支額は192万8,000円となっております。

この主な内容を歳入から御説明させていただきます。2ページにお戻りいただきたく存じます。

予算現額と収入済額との比較で、第1款分担金及び負担金では、情報処理費、ごみ処理費で不用額が生じたことなどにより7,634万3,000円の減、第2款使用料及び手数料では、事業系ごみ量が見込みを増加したことなどにより63万6,000円の増、第4款財産収入では、アルミ缶及びビスチール缶の売払い単価が見込みを下回ったことなどにより239万6,000円の減、第6款諸収入では、容器包装リサイクル協会からの拠出金があったことなどにより376万1,000円の増となっております。

次に、4ページの歳出でございますが、主に不用額の面から御説明申し上げます。

第1款議会費では、委員会視察参加者の減などにより40万1,000円の不用額、第2款総務費では、公用車賃借料の入札減や需用費など内部経費の節減により33万5,000円の不用額、第3款情報処理費では、制度改正などに伴うシステム改修経費の仕様変更などにより1,562万円の不用額、第4款ごみ処理費では、メルトタワーの設備保守管理費で工事内容の精査や工事業者の見直しなどによりコストを削減したことに伴う運営会社への補填措置分委託費の減少などにより5,060万4,000円の不用額、第8款職員費では、派遣職員の新陳代謝などにより465万9,000円の不用額が生じてございます。

以上が令和元年度一般会計決算の概要でございます。

なお、19ページ～22ページは財産に関する調書、23ページから令和元年度一般会計決算に係る主要な施策の成果等報告書を添付してございまして、予算執行の概要、主要施策の成果概要のほか、主な事務事業に関する決算額及び財源内訳、施設の利用状況等を掲載してござ

いますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第1号専決処分について承認を求める件(令和2年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第1号))につきまして御説明を申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う特別定額給付金及び臨時特別給付金の支給に向けたシステム整備に対応するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき4月28日付で専決処分による補正をさせていただいたものでございます。

報告第1号別紙の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条では、歳入歳出それぞれ791万3,000円を追加し、予算総額を22億3,729万4,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、2ページ下段の歳出を御覧いただきたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策対応経費として791万3,000円を計上してございます。

同じく2ページ中段の歳入でございますが、第1款分担金及び負担金は、歳出で御説明申し上げました措置に伴う共同電算に関わる構成市町からの負担金を追加してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長(小田中 稔)** 質疑を行います。

初めに、議案第1号令和2年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第2号)について質疑を行います。

質疑はありませんか。

砂田 尚子議員

**○8番(砂田 尚子)** 議案第1号令和2年度

西いぶり広域連合一般会計補正予算の債務負担行為設定のうち、新中間処理施設設計・建設モニタリング業務委託そして技術支援業務委託についてお伺いいたします。

さきの総務常任委員会では、新中間処理施設整備運営事業の事業者選定結果の御報告がなされ、日鉄エンジニアリンググループが総合評価方式にて選定されましたのは御案内のとおりでございます。建設費、運営費を合わせて約330億円という、大変大きなプロジェクトがいよいよ今年の12月からスタートを切るというところまで来ております。現施設では多額な灯油代をかけなければ性能が発揮できず、運営会社へのチェック体制の甘さなど様々な課題があり、そのことが訴訟にまで発展した苦い経験がありました中で、このたびの新中間処理施設におけるトラブルのない安定稼働を誰もが願っていることと思われまます。

そこでお伺いいたしますが、新中間処理施設設計・建設モニタリング業務の委託料2億4,640万円の内訳についてお伺いいたします。

2つには、これまでの議会では様々質疑がなされておりましたが、改めてこの委託業務の目的と主な内容について伺っておきたいと思えます。

3つには、今後のスケジュールについてであります。今定例会で債務負担行為を設定した後、12月上旬の契約及び業務の開始まで僅か3か月しかない中で、思い描く企業の選定ができるのかどうか危惧するところでもありますが、この点についてどのように考えておられますでしょうか。

次に、技術支援業務委託についてでございますが、今年度実施分として228万7,000円、令和3年度～6年度の債務負担行為として2,660万円となっておりますが、この内訳と算出根拠についてお伺いいたします。

2つには、国内で多数の実績がある公益社団

法人全国都市清掃会議さんと技術支援業務の委託契約を締結するというところでございますが、モニタリング業務との違いはどこにあるのでしょうか。

また、西いぶり広域連合へ技術的な助言をいただくとのことでありますが、令和2年度～6年度までに助言を受ける回数や、またいただいた助言が本当に活かされたのかどうかの確認はどこがするかをもう少し具体的にお答えいただきたいと思えます。

以上です。

**○議長（小田中 稔）** 答弁を求めます。

佐藤事務局長

**○事務局長（佐藤 学）** 順次お答え申し上げます。

初めに、新中間処理施設設計・建設モニタリング業務委託料2億4,640万円の内訳についてでございますが、設計監理業務が約1億1,700万円、工事監理・試運転確認業務が約1億2,240万円、交付金申請支援業務が約380万円、運営計画モニタリング業務が約320万円となっております。

次に、委託業務の目的についてでございますが、設計図書が要求水準書等の発注条件を満たしているか、また工事内容が設計図書どおりとなっているかなどを確認することにより、施設建設を適切に行うこととでございます。

また、委託業務の主な内容につきましては、設計図書の確認を行う設計監理業務、工事内容の確認を行う工事監理業務、試運転の立会いによる性能達成状況の確認業務、交付金の申請支援業務、施設稼働前の運営計画や事業収支計画の確認業務となっております。

次に、モニタリング事業者の選定期間の考え方についてでございますが、審査委員会は2回予定しており、第1回目では入札公告を行うための実施要領及び仕様の確認を行った上で、速やかに入札公告を行い、事業者の提案書の受付

を行う予定でございます。また、2回目では事業者の提案説明を受けた後、最終審査を行うと考えてございます。

選定期間につきましては、他の自治体のほとんどが2か月以内でありますことから、12月上旬までの2か月間で十分に対応できるものと考えてございます。

次に、技術支援業務委託の内訳と算出根拠についてでございますが、内訳については、基本設計に関する技術支援が約228万7,000円、実施設計に関する技術支援が約275万円、書類の承諾申請に関する技術支援が約825万円、施工監理に関する技術支援が約1,101万円、運営計画に関する技術支援が275万円、試運転に関する技術支援が約184万円となっております。

また、算出根拠につきましては、全国都市清掃会議からの見積りを基に必要な人工数を精査して算出しております。

次に、モニタリング業務と技術支援の違いでございますが、モニタリング業務は廃棄物コンサルタントに設計図書や建設工事が要求水準書を満たしているかの確認や、試運転における性能達成状況の確認などを委託するものでございます。技術支援業務は、モニタリング業務の中で行う各種会議や確認の際に、ごみ処理施設の建設や運営などに豊富な経験を持つ公益社団法人全国都市清掃会議が行政側の視点に立った技術的な助言、指導を行う業務でございます。

業務委託期間中に助言を受ける回数と助言の活用についてでございますが、会議や書類確認などを合わせて126回を見込んでおり、技術支援業務委託者も含めて事業者とモニタリング業務受託者との会議を多く持つ中で、相互確認を図りながら新中間処理施設の整備を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 砂田 尚子議員

**○8番(砂田 尚子)** このたびのモニタリング業務委託の主な内容につきましては、設計監理、工事監理、試運転の確認、それから運営計画のモニタリングなど、それぞれが条件どおり行われているのかどうかの確認を行うとのことではございましたけれども、現中間処理施設建設のときは時代の先駆けであったこともありまして、こうしたモニタリング業務や技術支援などは行われずにきた経緯がございましたが、それがこのたびのように、条件どおりに行われているのかどうかという確認作業は大変重要なことと思います。

しかしながら、この不測の事態に備えまして設計から工事、試運転、運営計画の中で、例えば要求水準や仕様を満たしていないと判断した場合、どのように対応して、その是正を図っていかれるのか御見解をお伺いしたいと思います。

それから2つには、今回のモニタリング業務委託は新中間処理施設の設計から試運転までの作業が条件どおり行われているのかどうかの確認でございますが、その後、施設の本格稼働が始まりまして、運営維持管理業務における日常的な、あるいは定期的なモニタリングも安定稼働ということから非常に大切になってまいりますが、どのように実施していかれるのかお伺いしたいと思います。

**○議長(小田中 稔)** 佐藤事務局長

**○事務局長(佐藤 学)** 初めに、建設事業者が行う設計から工事が要求水準や仕様を満たしていない場合の対応についてでございますが、モニタリング事業者が仕様書等を満たしていないことを発見した場合は、モニタリング事業者が広域連合に報告し、速やかに広域連合から建設事業者には是正の指示を行うこととしてございます。広域連合の指示を受け、建設事業者が是正のための工事を行った後、広域連合及びモニタリング事業者が是正状況の確認を行うとしてございます。

次に、運営維持管理業務におけるモニタリングについてでございますが、施設の稼働開始後、運営時におけるモニタリングは非常に重要であると考えてございます。そのため、廃棄物コンサルタント等、専門家の知見を生かしながら、運転計画書どおりの運転状況の確認、補修計画どおりの補修状況の確認、また事業収支計画どおりの収支状況を確認する財務モニタリング等の定期的な実施を検討しているところでございます。

以上でございます。

**○議長（小田中 稔）** 砂田 尚子議員

**○8番（砂田 尚子）** 運営した後のモニタリングも非常に重要でありまして、専門家の知見を生かしながら様々な状況においてモニタリングをしていくとの御答弁でございましたけれども、先進都市ではごみ処理施設整備・運営事業のモニタリング基本計画、実施計画を策定いたしまして、設計から建設、その後の日常的なモニタリングも含めまして、様々な事態を想定いたしまして、万全の体制で臨んでいるところもでございます。

その中では、要求水準に満たない場合は是正措置や委託料の減額、さらには契約の解除に至るまで、レベルを1～3まで設定して、段階的な是正指導も行うとしております。また、財務状況の確認におきましても、日常的なモニタリングはもちろんのことでありますが、資金収支の整合性の確認、さらにはそれで納得がいかない場合、金融機関の意見を伺うことができると定めております。そして、契約期間の終了時におけるモニタリングまで、建設から運営そして契約終了時に至るまで、トータル的なモニタリングをしております。計画をつくるということは、このようにやりますという宣言でもあり、大変参考になる事例でございました。

このたびの新中間処理施設建設に当たりまして、プラントメーカーとの本契約は今年の11

月と伺っておりますけれども、この契約書の中で懸念される事項は全てうたわれるとは思いますが、広く住民の皆様にお示しするためにもモニタリングの基本計画、実施計画の策定をしていくべきだと考えますけれども、広域連合の御見解をお伺いしたいと思います。

**○議長（小田中 稔）** 佐藤事務局長

**○事務局長（佐藤 学）** モニタリング基本計画等の策定についてでございますが、他の自治体でモニタリング計画として策定している内容につきましては、要求水準書に記載したところではございますが、施設稼働後の運営維持管理業務におけるモニタリング委託の実施検討に当たり、計画策定の必要性も含めて検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**○議長（小田中 稔）** ほかに質疑はありませんか。

小久保 重孝議員

**○14番（小久保 重孝）** 私からも3点ほど質問させていただきます。

まず、補正の関係で歳出の6ページ、7ページ、共同電算の関係では、戸籍附票管理システムと住民基本台帳のシステム改修がございまして、この内容、目的そして具体的な改修の中身をお聞かせいただきたいと思います。

それから、同じページのリサイクルプラザの管理運営経費の危険ごみの関係でございまして、いよいよ御提案をしてきた危険ごみの処理が来年4月からスタートするというので、それに向けての準備ということでございますけれども、今後のスケジュールは予定どおり進んでいるのか、各自治体いろいろと温度差があるのかもしれないしその辺はどうか、また今後の実施までの住民への周知についてお聞かせいただきたいと思います。

それと3点目は、今、同僚議員からもお話がございましたモニタリング業務委託の関係で

ございます。今126回会議を重ねていくというお話や実施計画なども一応検討していくようなお話もございました。このモニタリング契約をした後、多額の費用を払うので、しっかりその辺は連携してやっていただきたいのですが、中身については今お聞きしましたので聞きませんが、先日来、委員会でも説明がございまして、いわゆる責任についてどう考えているのかをお聞かせいただきたいと思っています。

当然として、先日もお答えがございましたが、事業者とモニタリング業者、そして行政がチェックをしながら連携をして組み立てていくというイメージは分かるんですけども、今回、現施設のことを思うと、建設後何年かして発生する何か想定しない事態に対して、事業者との間の契約はかなりしっかりと、今回の検証委員会の報告書に基づいて契約書がつくられているというふうにお聞きをしていますが、モニタリング業者もある面その責任というものを担うことになるのではないかなと、そのことは契約書の中に盛り込むのか盛り込まないのか、その辺りについて行政としてどう考えているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

まず3点よろしくお願いたします。

**○議長（小田中 稔）** 答弁を求めます。

佐藤事務局長

**○事務局長（佐藤 学）** 御質問に順次お答えいたします。

初めに、危険ごみの処理に関してのスケジュールを先にお答えさせていただきますけれども、令和2年2月の総務常任委員会にて、令和3年4月から全構成市町において危険ごみの別収集を開始する方針であることを報告させていただいたところでございますが、当初の予定どおり開始するために、処理機械の賃貸借契約の締結や試運転を今年度中に行う予定でございます。

また、今後の周知でございますが、10月頃から各市町の公共施設や商業施設にポスターの

掲示を行うとともに、広域連合や構成市町で発行します広報紙などにおいても周知を行う予定でございます。

次に、モニタリング業務についてでございますけれども、モニタリング業務、主に事業者とコンサルタントが仕様の確認、施設の設計図の確認など、事務的な作業を行うことになり、月や週の中で定期的な会議を想定しているところでございます。会議の中では事業者、モニタリング業者、技術支援の全国都市清掃会議、広域連合で協議内容を一つ一つ確認しながら進めていく考えでございます。コンサルタントと全国都市清掃会議の役割分担はございますが、あくまで広域連合——発注者側の目線で一体的な協議をすることで、将来的なリスクの低減、安定的な運転につながる仕組みを構築していきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

**○議長（小田中 稔）** 佐久間共同電算室主幹

**○共同電算室主幹（佐久間 樹）** 続きまして、情報処理費のうちの戸籍附票管理システム及び住民基本台帳システム改修の目的と改修内容についてでございます。

初めに、目的についてでございますけれども、今回の改修につきましては昨年5月31日に公布されました、いわゆるデジタル手続法、これによりマイナンバーカード及び公的個人認証の海外継続利用に関する対応となっております。マイナンバーカード、公的個人認証につきましては住民票を基盤とした制度でございまして、住民が国外転出した場合には住民票が消除されますことから、これらについてのサービスが利用できなくなるということもございまして、海外転出後も利用可能な戸籍の付票を個人認証の基盤として活用し、国外転出者によるマイナンバーカード、公的個人認証の利用を実現するとしてございます。

続きまして、改修内容についてでございます。

2つあるうちの戸籍附票管理システムにつきましては、戸籍の付票に対して現在記録されてございません性別、生年月日、これらの記録ができるように改修をするというのが1つ。それと、住所地から通知された住民票コードなどを戸籍の付票へ記録と、付票の本人確認情報を登録することとなります。

住民基本台帳システムの改修につきましては、住基の異動等が発生しましたら、本籍地に対して住民票コード等の通知を行うという改修をする予定となっております。

以上でございます。

**○議長（小田中 稔）** 小久保 重孝議員

**○14番（小久保 重孝）** 分かりました。まずは、危険ごみでございますが、広域連合の対応は理解しました。それで、各構成市町での対応状況について伺いたしたいと思います。あわせて、構成市町の危険ごみの別収集開始に伴う収集の委託費用の見直しが行われているのかどうかについて伺いたします。

そして、モニタリングの関係でございますが、今、発注者の目線で協議するというこの中で、一体的に取り組んで相対的なリスクの低減を図っていくような答弁がありました。いずれにいたしましても、このことを行うことで同じ轍を踏まないようやっていきたいということで、多額の費用をかけるわけでありますので、今お話のあったように、これから担っていただく、契約はこれからですから、その点では、行政と一体というのは行政が責任を持つということにはかならないのかなというふうに思っておりますし、まさかそんなことが起こらないように、ぜひ実際に行う事業者そしてモニタリング業者と行政が緊密な連携の中でしっかりとしたよいものをつくっていただきたいというふうに思っておりますので、そのことについては再質問はいたしませんけれども、重ねてお願いをしておきたいと思っております。

あと、システム改修につきましては、今お話がありました国外転出をした住民向けということが大きいわけですね。住民票がなくなることによってマイナンバーカードと公的個人認証が利用できないということなんですが、実際に私たちの地域ではどのくらいの方が国外転出をなされているのか、もしお分かりであればお聞かせいただきたい。転出する住民の方の手続というのは簡単にできるものなのか、その流れについてお聞かせいただきたいと思っております。

また、この改修費用は全額国の負担ということではよろしいのか、自治体の負担はないのかどうか、そのことについてもお聞かせいただきたいと思っております。

**○議長（小田中 稔）** 佐藤事務局長

**○事務局長（佐藤 学）** 初めに、各構成市町の対応でございますけれども、危険ごみ収集開始に向けて収集籠の用意や収集委託業者との協議が行われていると伺っております。

次に、別収集に伴う収集委託料の見直しについては、排出量が多い地域については、収集日の多い可燃ごみの収集日と危険ごみの収集日を合わせるなど、状況を見ながら進めていくと伺っているところでございます。

私からは以上でございます。

**○議長（小田中 稔）** 佐久間共同電算室主幹

**○共同電算室主幹（佐久間 樹）** マイナンバーと公的個人認証の関係で、国外転出者の数についてでございます。

令和元年度までの3年間の3市1町の合計になりますけれども、平成29年度では103名、平成30年度では105名、令和元年度では100名の方が国外への転出となっております。

続きまして、住民の方が異動する場合の手続、流れでございます。

住民の方が国外転出するとした場合に、通常の届出のまま行っていただければ、今回の改修に絡んでの手続というのは基本的に必要ないも



のであるというふうに考えてございます。流れとしましては、住基が異動いたしますので、住民基本台帳ネットワークを通じ本籍地のほうへ通知されます。通知を受けた本籍地では、先ほどの改修の内容のとおりで、異動の内容を付票へ記録して、本人確認情報を登録するという流れで作業が進んでまいります。しかしながら、制度自体が施行されるのがまだ5年後というところもございますので、これから順次決まってくるものと考えてございます。

3つ目の国の補助についてでございます。

今年の5月19日付で示されました社会保障・税番号制度システム整備費補助金、これは国外転出によるマイナンバーカード等の利用に係るものに限るといふ、交付要綱が出されまして、第4条によりますと戸籍附票管理システム、住民基本台帳システムともに補助対象経費の10分の10に相当する額について、予算の範囲内ということを示されているところでございます。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(小田中 稔)** ないようですので、以上で議案第1号の質疑を終了いたします。

次に、議案第2号財産取得の件(情報セキュリティ対策機器)について質疑を行います。

質疑はありませんか。

小久保 重孝議員

**○14番(小久保 重孝)** 私から情報セキュリティ対策機器、取得される前に説明を受けているのですが、多額なので改めてセキュリティ対策機器の内容についてお伺いしたいのですが、詳しい説明というよりも実際にその必要性という点で、現在の検知状況も合わせて、やはりこのことが必要だということを教えていただきたいと思うのですが、その辺についてまずお聞か

せいただけますか。

**○議長(小田中 稔)** 佐久間共同電算室主幹

**○共同電算室主幹(佐久間 樹)** 財産取得の件のセキュリティ対策機器の必要性についてでございます。

自治体におきましては、マイナンバー含め個人情報などが体系的に蓄積管理されているという状況でございます。これら情報に対して盗み取ろうとする攻撃者というのもございまして、この最初の攻撃として、標的型メールと言われるメールでの攻撃ということになってきます。マルウェア不正プログラムをこれで潜入させることから始まるという、これが今主な手口となっております。実際送りつけられ、検知しているマルウェア付きのメールでは、件名がセキュリティ警告であったり、異常なログインが見つかりましたなど、日本語によるものもありまして、これら巧妙化しております不正メールにより送りつけられるマルウェアに対して防御することは、多くの個人情報を扱う自治体としては重要なものではないかというふうに考えてございます。

実際のマルウェアの検知状況についてでございます。

令和元年度までの3年間の数字で申し上げますと、平成29年度では総受信メール数で1,004万4,450通のメールを受信しておりまして、そのうちマルウェアとして検知しているのが3,532通となります。平成30年度では1,242万1,348通のメールを受信しておりまして、そのうちマルウェアと検知しているのが8,460通、令和元年度につきましては総受信メール数としては1,419万6,733通、うちマルウェアとして検知しているのが1,781通となっております。なお、平成30年度の検知数が多くなっておりまして、平成31年1月1日からの9日間、ここで集中的な攻撃を受けておりまして、その期間で5,982

通のマルウェアを検知しているところがございます。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 小久保 重孝議員

**○14番(小久保 重孝)** 分かりました。今、マルウェアの検知状況についても答弁をいただきました。受信メール数からいったら割合はかなり低いわけでありますけれども、それでも1,800、多いときで8,000ということがございますから、1通でもそれに引っかかれば個人情報情報が脅かされるということは、やっぱりゆゆしき事態なので、導入はやむなしだというふうに思うのですが、何かこう対策をすればその対策の上を行くようなことになってはいないのかなというところで、費用が常に高上がりになっていっているのではないかなとちょっと心配をしています。

もう一点ちょっとお伺いしたいのは、SSLの複合化装置というのが機器の内訳に入っています。暗号化を解読するという装置と思われるんですが、この内容というのはどんなものなのか、また復号化された結果というのは実際に担当者レベルでは見たり、また利用ができるのか、ある面悪く考えれば悪い利用ができてしまうのではないかとちょっと取れるんですが、その辺についてはどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

**○議長(小田中 稔)** 佐久間共同電算室主幹

**○共同電算室主幹(佐久間 樹)** 初めに、SSL複合化装置についてでございます。

近年、インターネット上でのセキュリティー意識の高まりということもございまして、各ホームページ、ウェブサイトとのデータの送受信についての盗聴であったり改ざん、これらを防ぐためにSSL——セキュア・ソケット・レイヤーといいますけれども、この暗号化技術を使っているサイトが多くなってきているところがございます。それに伴いまして、攻撃する側も

このSSLの暗号化技術を悪用しまして攻撃を仕掛けるなど、暗号化通信に潜む脅威の増加というのが言われているところがございます。

今回導入のSSL複合化装置では、これら暗号化された通信を平文——読める形にして復号化しまして、今回併せて導入いたしますWeb用サンドボックスへ送り、マルウェアですとか不正なプログラム通信の検知を行うことでセキュリティー強化を図っていくものでございます。

これら復号化された結果についての確認をしたり利用するというところがございますけれども、SSL複合化装置により復号化された通信の内容、これにつきましては先ほど申し上げましたとおり、Web用サンドボックスが不正な通信等を解析するために使用するのみということで、同意なく復号化された通信の内容を見たり確認したりすることは一切ございませんし、通信の秘密を侵害するというのも一切ございません。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(小田中 稔)** ないようですので、以上で議案第2号の質疑を終了いたします。

次に、認定第1号令和元年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(小田中 稔)** ないようですので、以上で認定第1号の質疑を終了いたします。

次に、報告第1号専決処分について承認を求める件(令和2年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第1号))について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(小田中 稔)** ないようですので、以

上で報告第1号の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(小田中 稔)** 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

これより採決を行います。

最初に、議案第1号令和2年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第2号)及び議案第2号財産取得の件(情報セキュリティ対策機器)の2件を一括して採決いたします。

議案第1号及び議案第2号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(小田中 稔)** 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

次に、認定第1号令和元年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算を採決いたします。

認定第1号は、認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(小田中 稔)** 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

次に、報告第1号専決処分について承認を求める件(令和2年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第1号))を採決いたします。

報告第1号は、承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(小田中 稔)** 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

---

**○議長(小田中 稔)** 次は、日程第4 一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許します。

砂田 尚子議員

**○8番(砂田 尚子)**(登壇) 質問に入ります

前に、現在国難とも言えます新型コロナウイルス感染症の拡大は依然として猛威を振るい、その収束が見通せない中にありまして、西胆振地域におかれましても、いつ感染拡大の波が押し寄せてくるのか、住民の皆様方におかれましては、大きな不安とストレスを抱えながらの生活を余儀なくされていることと思われまします。また、加えまして、洞爺、登別などへの観光客の大幅な激減や社会経済活動の低迷などにより、経済や財政をどう立て直していくのかが問われております。一日も早くワクチンや治療薬の開発により、以前の日常が戻ってまいりますことを心より願うものであります。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

第1項目めは、新中間処理施設建設についてお伺いいたします。

第1点目は、事業者選定結果についてであります。

さきの総務常任委員会におきまして、新中間処理施設整備・運営事業の事業者選定結果について、日鉄エンジニアリンググループが落札者として決定した旨の御報告があったところでございます。応札者が1社のみだったことに対して、広域連合としてどのように捉えておりますでしょうか。

現中間処理施設における現受託者との損害賠償請求訴訟における裁判の影響もあり、そのことが応札者の低下につながったのではと懸念するところでもあり、また全国的に見て今回のような中間処理施設の入札は、近年では総合評価方式の入札制度がほとんどであり、一般競争入札と比較をいたしますと応札者が極端に少なくなる傾向にあると伺っておりますが、このたびの1社のみ応札に対してどのように分析をされておりますでしょうか。

2つには、今回決定いたしました日鉄エンジニアリング株式会社は国内でも有数のプラント

メーカーであります、これまでの国内外における実績についても伺いいたします。

3つには、入札価格は330億9,000万円で、建設費は194億8,700万円と決定いたしました、その財源内訳と構成市町の負担割合についても伺いいたします。

第2点目は、現中間処理施設の解体について伺いいたします。

これまでの議会報告によりますと、現施設は新ごみ処理施設が稼働を始める翌年から2年間にわたり解体工事に着手すると伺っております。通常の施設とは違い、ダイオキシン類等の汚染物の除去作業など、専門的な解体技術も必要となっており、また、特に周辺の住民の皆様方には、解体の際に出る有害物質による健康被害を懸念される方々もおり、万全の体制で周辺の環境汚染防止、保全対策に努めなければなりません、その取組の考え方について伺いいたします。

第3点目は、送電線増強工事についてであります。

電力会社への最大売電可能量を現在の250キロワットから1,980キロワットとするため送電線の増強工事を行うとのことであり、その負担金は約1億7,000万円を見込んでいたとのことでした。初期投資はかかるものの、それが3年で回収でき、その後はエネルギー回収率19.3%の年間約8,000万円の売電収入が得られると伺っております。これまでの売電収入は17年間で総額約1億2,813万円で、インセンティブとして運営会社に2,685万円支払い、実質1億128万円の収入がありましたので、飛躍的な収入増の見込みでございます。

そこでお伺いいたしますが、新運営会社に今後も売電収入の一部をインセンティブとして支払うことになると思われそうですが、具体的な内容の取決めについて伺いいたします。

2つには、今後人口減少社会が進行いたしますと、さらなるごみの減量化が進み、それと同時に発電量も低下するのではと思いますが、ごみ減量と売電収入の関わりについてどのように考えておりますでしょうか。

次に、第2項目め、西胆振環境株式会社の営業内容について伺いいたします。

西胆振環境株式会社は、現中間処理施設が稼働する令和6年9月30日までの継続受託に向けて、契約内容の改定と締結に向けて取り組むとのことですが、これまでの具体的な協議状況について伺いいたします。

2つには、平成30年度と比較いたしますと、特例委託費は補填措置分委託費へと項目名が変わっておりますが、その理由について伺いいたします。

3つには、西胆振環境株式会社には、平成25年度～平成31年度の間、特例委託費として24億1,520万円、令和元年度には3億6,947万円の補填措置分委託費を支払ってまいりましたが、今後は補填措置分として令和6年9月末の契約期間の終了まで、どのぐらいの額を支払うことになるのか、その推計についてもお示しください。

第3項目め、ごみ処理施設における新型コロナウイルス感染症対策について伺いいたします。

先ほども述べましたように、北海道におきましても連日のように2桁の感染者が確認され、小樽市や札幌市でも医療機関でのクラスターが発生するなど、依然と猛威を振っております。生活基盤を支えるごみ処理施設は業務継続を余儀なくされる分野でもあり、特に現業部門で感染者が出た場合の対応はどのようになっておりますでしょうか。

日頃より感染防止策を徹底されているとは思いますが、いざというときの応援職員の手配や人員の派遣など、業務継続についての考え方に

ついてお伺いいたします。

2つには、指定管理者施設における対策についてであります。利用者の3密対策や新しい生活様式に基づいた施設運営が求められておりますが、どのような対策を講じておりますでしょうか。

第4項目め、共同電算システムの取組についてお伺いいたします。

このたびの議会では、さらなる電算システムの充実と強化を図るとして、共同電算システム用機器の更新計画が示されたところであります。前回の更新計画が令和3年度末をもって7年の保守契約が終了し、その保守期限を迎えることから、新たな課題の解決のため、このたびの更新になったものと伺っております。平成26年度の更新計画と比較いたしますと、更新経費は6億円から7億5,720万円へと増加しておりますが、その要因についてお伺いいたします。

2つには、災害対策では、平成30年9月の北海道胆振東部地震ではブラックアウトにより長時間にわたり通信が途絶え、住民サービスに大きな影響が出たとしておりますが、今回の更新におきましても万全な災害対策を講じたものと思われませんが、どういったことが原因でそのような事態になったのか。また、今回の更新ではどのようなことを想定し、災害対策の強化を図っていかれるのかお伺いいたします。

3つには、本年5月に総務省では地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会におきまして、自治体情報セキュリティ対策の見直しのポイントが示されたと同っております。

電算事業において情報セキュリティー対策は一番重要な分野であり、このたびの更新でさらなるセキュリティー対策の強靱化が図れるのか御見解をお伺いいたします。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 答弁を求めます。

佐藤事務局長

**○事務局長(佐藤 学)** 順次お答え申し上げます。

初めに、1の新中間処理施設建設についてでございますが、事業者選定結果に関わる御質問のうち、応札が1社だったことに対する捉え方につきましては、入札公告における要求水準書等の作成に当たり、当連合として求めるべき一定の水準をしっかりと確保した上で、少しでも多くの事業者の参加が可能になるよう、入札公告前のメーカーヒアリングを踏まえ、求める炉の方式を複数に設定するなどの工夫を行ったところでございますが、結果的に1社のみの応札となったところでございます。なお、直近の傾向としまして、平成26年度から5年間における同様の施設の全国の入札事例のうち、約4割が1社の入札となっているところでございます。

また、応札が1社だったことに関する分析につきましては、本事業で求める1日当たり100トン以上の施設の実績を有するプラントメーカーの数が国内で9社と少ないこと、また事業者の数に対して全国での事業件数が平成26年度から直近5年間で約60件と、その前の5年間の20件に比べ約3倍と大きく増加しており、プラントメーカーが参加できる事業に限りがあることなどから、応札が1社になったものと推察しているところでございます。

また、事前のメーカーアンケートの中で、入札の参加には提案書の作成等に多くの人手や多額の費用など負担が多いため、参加する事業を絞る傾向があると伺っており、この点も要因の一つと考えているところでございます。

次に、落札事業者となりました日鉄エンジニアリング株式会社の実績につきましては、提案書によりますと本事業における提案があったものと同型の炉の海外での納入実績は約500件、また国内における一般廃棄物処理施設の実績につきましては35件と同っております。

次に、建設費の財源内訳でございますが、循環型社会形成推進交付金が約52億3,300万円、地方債が約119億5,200万円、一般財源が約23億200万円と見込んでございます。

また、現在の構成市町の負担割合については、構成市町が合併する前の7市町村均等割や平成21年度の計画ごみ処理量割りに基づいているため、現在規約の改正に向けて協議を進めているところでございます。

次に、現中間処理施設の解体の考え方についてでございますが、国の廃棄物焼却施設の解体に関する通知に沿って、焼却炉内部のダイオキシン類による汚染状況の調査後にダイオキシン類の除去を行い、安全が確認された後、施設全体の解体を進めてまいりたいと考えてございます。ダイオキシン類の除去については、作業場所を完全に隔離するとともに、汚染空気や汚染排水につきましても排出基準に留意しながら適切に処理を行い、解体作業後には環境調査を行うこととされております。

次に、新中間処理施設の売電収入に伴う新会社へのインセンティブでございますが、現施設と同様に基準売電量を設定し、基準売電量を超える分をインセンティブの対象とすることを想定しておりますが、具体的な基準売電量やインセンティブの算定については、今後発電設備の仕様が確定してから運営維持管理業務の開始までに、新運営会社と協議をして決定してまいりたいと考えてございます。

次に、ごみ減量と売電収入の関わりでございますが、発電設備はごみ焼却時の余熱を利用する設備であるため、ごみ量の減少とともに炉稼働時間が少なくなることで発電量が少なくなり、結果として売電収入が少なくなっていくものと想定しておりますことから、より多くの電力を売電に回せるような方法を事業者と協議してまいりたいと考えてございます。

次に、2の西胆振環境株式会社の営業内容についてでございますが、西胆振環境株式会社との契約改定等に関する協議状況についてでございますが、現行のDBO方式による契約期間は令和3年7月31日で満了することから、同年8月1日～令和6年9月30日の間、同社との随意契約とし、委託料につきましても翌年の業務計画書と併せて、毎年度協議、決定していくことを基本に協議を進めているところでございます。

次に、特例委託費を令和元年度から補填措置分委託費に名称を変更した理由でございますが、平成30年度まで当広域連合と西胆振環境株式会社の株主との間で、同社に対する経営支援方法に係る合意がなされるまでの間の暫定的な経営支援を目的に、現契約により算定される委託費を超える金額を特例委託費として支出してまいりましたが、昨年6月の損害賠償請求訴訟の判決確定を受け、当該金額を補填措置分委託費として支出するとしたことによるものでございます。

次に、今後の補填措置分委託費の推計についてでございますが、昨年11月の総務常任委員会におきまして、ごみ処理費の見通しを御報告させていただいたところでございますが、現在と同程度の費用がかかると見込んだ場合、令和2年度～5年度で約16億4,000万円と推計しているところでございます。

次に、3のごみ処理施設における新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、現業部門での業務継続につきましては、現在西いぶり広域連合が管理するごみ処理施設はメルタワー21、リサイクルプラザの資源ごみ処理工場、最終処分場の3施設がございまして、いずれの施設も生活基盤を支える重要な施設であることから、各委託会社と協議し、今年3月に新型コロナウイルスへの対応計画をつくり、職員が感染しないように3密回避やマスクの着

用、外部業者との接触機会を減らすなど、十分な感染防止対策を実施しているところでございます。

また、万が一施設の職員に感染者が発生した場合につきましては、施設内の他部門からの応援対応や他の事業所からの応援派遣、別会社へ業務の一部を委託するなどにより業務の継続をしてみたいと考えてございます。

次に、指定管理者施設の新型コロナウイルス対策でございますが、現在は国や北海道、近隣施設の対応を参考に一部緩和を行っておりますが、利用人数の制限、定期的な換気の実施、一定の距離を保った利用などの3密回避や、利用者へのマスク着用や入館時に体調を確認するなどの感染防止対策を行ってございます。

次に、4の共同電算の取組についてでございます。

共同電算システム用機器の更新についてでございますが、平成26年度の機器更新計画と比較し、今回更新経費が増加した理由につきましては、更新計画にあります課題の基盤システムの保守性、柔軟性の悪化に対する対応、新たな取組への対応に加え、洞爺湖町の参加に係る経費を見込んでいることなどが更新経費の増加の要因となっております。

次に、災害対策の強化についてでございますが、初めに、ブラックアウト時の通信途絶の原因についてでございますが、各市町と西いぶりデータセンターは光ファイバー網をリング状に接続しており、リング構成の特性といたしまして、2か所以上に障害が生じた場合に通信が途絶する拠点が出てまいります。ブラックアウト時の状況では、地域によって復電に時間差があり、2か所以上の障害と同じ状態になったことで、通信途絶が長時間となったものでございます。

また、災害対策の強化についてでございますが、今回の機器更新では通信途絶の状況を踏ま

え、各市町側の障害等が他の市町の通信に影響することがないように、接続方式をリング構成から西いぶりデータセンターと1対1となるスター型への変更を予定しているところでございます。

次に、セキュリティ対策の強靱化についてでございますが、共同電算事業においてセキュリティ対策は最も重要な要素の一つでございますことから、今回機器更新におきましても、テレワークへ対応したセキュリティ対策や巧妙化するマルウェアの対策などを実施し、これまで以上に高度なセキュリティ対策を実施することで検討しているところでございます。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 砂田 尚子議員

**○8番(砂田 尚子)** それでは、再質問させていただきます。

まず、第1点目の新中間処理施設の事業者選定結果についてであります。先ほどの御答弁によりますと、本事業で求める1日当たり100トン以上の施設の実績を有するプラントメーカーの数が国内で9社と少ないこと、また事業者の数に対して全国での事業件数が平成26年度からの直近5年間で約60件と、その前の5年間の20件に比べ約3倍と大きく増加しており、プラントメーカーが参加できる事業に限りがあることなどから、応札が1社になったものと推察しているとのことでございました。

確かに1日当たり100トン以上の施設の実績を有するプラントメーカーの数が9社と少ないということは承知をしておりますし、事業件数が大きく増加していることも理解はいたしますが、やはり思いますことは、現中間処理施設における性能保証責任問題によって、多額な費用負担が発生した件がありました中で、同じ轍は踏まないという意識から、メーカー側に求める性能確認や要求水準もかなり高いハードルになったのではないかと感じるところでござい

す。そういったことが最終的には競争力の低下につながったのではないかと思います。この点についてどのようにお考えでしょうか。

**○議長（小田中 稔）** 佐藤事務局長

**○事務局長（佐藤 学）** 事業者に求める要求水準書につきましては、プラント機器に高い性能を求めるものではなく、現施設の反省を踏まえた性能確認試験やモニタリングの強化が主なものとなっております。これらの確認試験の実施主体はモニタリング事業者及び広域連合となること、また事業者ヒアリングでも確認試験等の負担が重いとの意見はほとんどなかったことから、事業者の負担の増加にはつながっていないものと考えてございます。

以上のことから、要求水準等の設定が競争力の低下につながったものとは考えていないというところでございます。

以上でございます。

**○議長（小田中 稔）** 砂田 尚子議員

**○8番（砂田 尚子）** このたびの選定におきましては、検証委員会を設置いたしまして、これまでの教訓を踏まえ、新施設への対応案の検討もなされてまいりました。要求水準書等へ反映させるための具体的な文案を作成して、選定委員会へ提出したと伺っておりますが、特に注意を払った点はどのような分野だったのか、またその活用をどのように図られたのかお伺いします。

**○議長（小田中 稔）** 佐藤事務局長

**○事務局長（佐藤 学）** 検証委員会から選定委員会に提出した対応案でございますが、特に注意を払った点は性能保証事項、瑕疵担保の基準、モニタリングなどの分野となっております。

また、対応案の活用につきましては、基本的には検証委員会の対応案を選定委員会において全て取り入れることとし、入札説明書、要求水準書、契約書案などに反映することで活用を図

ったところでございます。

以上でございます。

**○議長（小田中 稔）** 砂田 尚子議員

**○8番（砂田 尚子）** 分かりました。

次に、建設費についてお伺いいたしますが、建設費194億8,700万円のうち、循環型社会形成推進交付金が約52億3,300万円交付されるということで、残り約119億5,200万円の地方債を発行するというところでございますが、この据置期間と償還年数についてお伺いいたします。

また、現在規約の改正に向けて協議を始めているとのことでありましたけれども、具体的な改正時期とそのほかに見直さなければならない案件について併せてお伺いしたいと思います。

**○議長（小田中 稔）** 小泉事務管理者

**○事務管理者（小泉 賢一）** 地方債の関係、また規約改正の関係ということでございますけれども、まず新中間処理施設に関わる地方債の償還年数でありますけれども、現施設においては15年ということでありましたが、近年起債の制度改正等ありましたので、今回の新処理施設については償還年数は20年、また据置期間は3年ということでは予定しているところであります。

また、規約の改正の関係でありますけれども、現施設の施設の負担金というものが合併前の旧7市町村の均等割でなっているというところですか、それから計画ごみ量の基準年度が平成21年度になっているところでありますので、それらを新施設に合わせた形での改正が必要ということではありますので、現在協議を行っているところでありまして、令和3年4月の施行を念頭に現在協議を進めているというところであります。

また、その後に残された協議事項ということではありますけれども、建設については現在協議をしておりますが、その後は施設の管理運営に



関わる負担金の負担割合の協議というのが出てまいりますので、それは今後また改めて新施設に即した形での改正ということで協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 砂田 尚子議員

**○8番(砂田 尚子)** 分かりました。

次に、送電線増強工事における売電収入についてお伺いいたしますが、新施設では年間約8,000万円の収入が得られるとしておりますが、インセンティブを支払ったとしても、現在と比較するとかなりな増収となるわけであります。

私は、昨年の第2回定例会におきまして、この売電収入の一部を住民の皆様の福祉の向上につながるような政策を考えていただきたいと申し上げた経緯がございました。そのときの御答弁では、あくまでもこの売電収入は構成市町の負担金の軽減に使われるものであるという見解を示されました。しかしながら、この売電収入が住民の皆様の負担軽減になっていると理解している住民は一体どのぐらいいると思っておりますでしょうか。この西いぶり広域連合での売電収入は、このように使われているとお示しして初めて住民の方々は、それが私たちの負担軽減につながっていることを理解するのではないかと思います。

昨年質問いたしましたように、住民還元策は考えていないようでありますので、これ以上はやってくださいとは申しませんが、せめて例えば毎年度の売電収入は基金に積んで、将来的な老朽化対策、絶対に老朽化対策にまた多額な費用がかかりますので、将来的な老朽化対策に使うようにとか用途を明確にすることによりまして、売電収入は私たち住民の負担軽減にこうして使われているんだと周知すれば、住民の皆様方の理解も一層進むことになるのではないかと考えております。新中間処理施設では、先ほどから述べておりますように、現在より飛

躍的に売電収入が増加いたしますので、これを契機にこの売電収入の取扱いをどうするのかといった論議もしていくべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

**○議長(小田中 稔)** 小泉事務管理者

**○事務管理者(小泉 賢一)** 売電収入の取扱いでありますけれども、お話にありましたように、新施設においては現状に比べてかなり多くの売電が可能となることで、収益も上がってくるというわけでありまして、しかしながらその使い道については、これまでもお答え申し上げましたが、やはり各構成市町の中では現在廃棄物処理に関わる費用負担コストの増加ということも大きな課題になっておりますので、今回上がる売電収入というのは各構成市町の負担金から引いて、各町の負担軽減に役立てていくことを基本にしたいと考えているところでございます。

しかしながら、今回の新しい施設というのが単なるごみ処理の施設だけではなくて、発電施設としても大きな貢献をしていくんだというあたりは、新しく広く周知すべきと考えておりますので、例えば年1回出しております広域連合の広報紙、こういった中で発電施設の特徴ですとか発電の状況をお知らせしたり、あるいは新施設の中では環境学習の面で様々展示あるいは体験施設という中で周知啓発のところも充実していきますので、その中で発電施設の特性、役割、これも環境学習という面で周知を図っていききたいということで考えております。

また、そのほか今後事業者に対しても基準売電量を定めまして、それを超えた分については事業者のインセンティブと考えていくところもありますので、そういった中で基準量を超えた分についての取扱いですとか、そういったものも検討してまいりたいということで考えております。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 砂田 尚子議員

**○8番(砂田 尚子)** 分かりました。

次に、共同電算の取組についてお伺いをしたいと思います。

まず、更新経費増加の要因につきましては理解をいたしました。課題の解決や新たな取組なども含めての7億6,000万円近くの経費についてであります。7年ごとに6億、7億と多額の経費をかけ共同電算システムを維持することは、各市町にとりましても大変大きな負担ではないかと思っております。このシステムの安定稼働やセキュリティ対策は大変重要なことではあります。今後の財政状況などを考えますと、コスト削減もまた重要でありまして、例えば共同電算システムをクラウドへ移行するなど、ICTコストを抑える方策なども検討されていられるのかお伺いしたいと思います。

**○議長(小田中 稔)** 佐藤事務局長

**○事務局長(佐藤 学)** ICTコストを抑える方策についてでございますが、今回更新におきましては、基盤システムに柔軟性や拡張性などを持たせ、近年変化が著しい自治体情報システムを取り巻く環境に対し可能な限り迅速に、また追加コストを極力抑え込める仕組みとしてございます。

また、共同電算システムの抜本的な見直しについても、機器更新が終わる令和4年度以降、その次の更新に向けてあらゆる選択肢を排除しない中で検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 砂田 尚子議員

**○8番(砂田 尚子)** 次に、ブラックアウト時の通信途絶の原因と災害対策の強化についてでございますが、他の市町へ御迷惑をおかけしないように、西いぶりデータセンターとの接続をそれぞれ市町ごとに行うことは分かりましたけれども、例えば事故などで接続が切れた場合は

復旧するまで業務が止まってしまうのか、どのような対応が取れるのかお伺いしたいと思います。

**○議長(小田中 稔)** 佐藤事務局長

**○事務局長(佐藤 学)** 復旧するまでの業務の対応についてでございますが、リング構成であれば、接続している団体から見ると2か所に接続されており、どちらかが切れた場合でも通信は可能ですが、1対1のスター型ではその回線が切れた場合、通信ができなくなります。そのため、災害対策用として広域連合から各市町へ貸与しているモバイルルーターを活用し、一部とはなりますが業務の継続は可能と考えてございます。しかしながら、モバイルルーターでは長期間になりますと通信速度やデータ通信量の問題もありますことから、バックアップ回線の導入についての検討が必要なものと考えてございます。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 砂田 尚子議員

**○8番(砂田 尚子)** 分かりました。

次に、セキュリティ対策の強化についてでございますが、先ほどの御答弁では、様々な対策で高度なセキュリティ対策が施されるとのことではありましたが、具体的にはどのような対策となるのか、またこの対策は各市町も含めて実施されるものなのか伺っておきたいと思っております。

**○議長(小田中 稔)** 佐藤事務局長

**○事務局長(佐藤 学)** セキュリティ対策についてでございますが、現状では一定の機能単位でグループを構成し、その出入口で不正な通信などをチェックし、通す、通さないを判断し防御しておりますが、この対策の場合、一旦内部への侵入を許してしまいますと自由に行動されることとなります。今回の更新では、このグループの出入口でのチェックに加え、グループ内の個別サーバーごとに不正な通信のチェックが可能な仕組みを導入しており、テレワーク

のような内部に入り込むことが前提の仕組みには有効な対策と考えてございます。

また、これらの対策の各市町への展開については、各市町側のネットワークなどが今回の更新とは別の仕組みであることから対応は難しいという状況でございます。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 砂田 尚子議員

**○8番(砂田 尚子)** 最後に、今回のセキュリティ強化がテレワークに対しましても有効とのことでしたが、先日の新聞報道等では、テレワーク接続用の暗証番号の流出による不正アクセス被害があったとのことでしたが、このような事態に対しましても有効な手段となり得るのかどうか、御見解をお伺いして質問を終わらせていただきます。

**○議長(小田中 稔)** 佐藤事務局長

**○事務局長(佐藤 学)** 暗証番号の流出の対応についてでございますが、今回整備するテレワークの接続口では暗証番号による認証のほか、接続の都度変更される認証機能との併用が可能な仕組みの導入を予定していることから、御指摘のような事案には対応可能なものと考えてございます。

しかし、テレワークを安全に利用するためには、基盤システムによるセキュリティ対策に加え、テレワーク側の仕組みによるセキュリティ対策も重要となってまいりますことから、各市町とも十分協議した中で、安全に業務ができる環境整備に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 次に進みます。

通告がありますので、発言を許します。

山田 秀人議員

**○5番(山田 秀人)(登壇)** 新中間処理施設整備並びに運営事業の事業者選定について伺うものであります。

現在の新中間処理施設整備については、これまでの施設は性能不足、故障、部材交換など欠陥が生じてきたわけでありましたが、同じ轍を踏むようなことなく、反省を含め選定方法、手順について慎重に手続を進めてまいりました。

また、当連合議会としても自治体を訪れ、優良事例施設などの視察を行い、調査、研修を重ねてきたわけであります。

新中間処理施設整備・運営事業の事業者選定について通告書に基づき伺うものであります。

1つは、審査結果についてであります。

アとして、入札参加応募者数について、応募状況を伺うものであります。

イとして、技術審査での技術評価の比較はどのようにされたのか伺うものであります。

第2に、選定結果についてであります。

アとして、選定方法としての総合評価一般競争入札の意義についてであります。

イとして、入札結果についてであります。

以上のことについて伺うものであります。

**○議長(小田中 稔)** 答弁を求めます。

佐藤事務局長

**○事務局長(佐藤 学)** 順次お答えさせていただきます。

初めに、入札参加応募者数についてでございますけれども、事前にアンケートやヒアリングを行い、複数の事業者が参加できるよう条件設定を行ったところでございます。本年2月27日に入札公告を行い、結果として1つの事業者が参加となったものでございます。

次に、技術審査での技術評価についてでございますが、技術審査は標準的な提案に対して加点評価を行うものでございます。このたびは1社の参加となったことから、選定委員会において事業者の提案資料の確認、書面での質疑応答や対面でのヒアリング等を経て、審査を行ったものでございます。

次に、総合評価一般競争入札についてござい

いますが、新中間処理施設は安定的な運転が不可欠な施設でありますことから、価格面だけではなく事業者提案など技術面でも評価するため、総合評価方式を採用したところでございます。

なお、選定方式は価格面だけで選定する一般競争入札もございますが、他事例においてもDBO方式におきましては、ほとんどが総合評価方式を採用しているところでございます。

次に、入札結果についてでございますが、選定委員会におきまして配置動線計画や地域の貢献、環境学習計画、環境保全などの審査項目で高い評価を得て、約7割の得点となったところでございまして、事業者は適切に選定されたものと考えてございます。なお、他都市の事例においても、落札者の得点は平均で7割程度となっているところでございます。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 山田 秀人議員

**○5番(山田 秀人)** それでは、再質問をさせていただきます。

1つ目の入札参加応募者数についてであります。

複数の業者が参加できるように条件設定をしたとしておりますが、何らかの調整が働いたのではないか、また他の事業者に参加を促すことは行ったのかどうか、これを伺うものであります。

**○議長(小田中 稔)** 佐藤事務局長

**○事務局長(佐藤 学)** 新中間処理施設につきましては、平成28年度～29年度にかけて延命化か建て替えかの比較検討を実施し、平成30年度には施設の基本計画の中で発注方法についても検討してきたところでございます。その後、令和元年度～今年度にかけては、基本計画を基に事業者選定の考え方について選定委員会の中で検討を重ねるなど、手順を踏みながら進めてきたところでございます。

事業者の参加についても、基本計画の中で事

業者アンケートの実施、事業者選定の中でもアンケートやヒアリングの中で情報収集を行い、複数の事業者が参加可能になるような取組を行ってきたところでございます。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 山田 秀人議員

**○5番(山田 秀人)** 今の答弁ですが、結局1社にしかならなかったんです。ですから、やはりこれだけ巨額な入札ですから、普通は1社というのはちょっと考えられないということなんです。ですから、事前にいろんな格好での要求水準書ですか、そういうものに基づいているやっただかもしれませんけれども、競争原理というのがどうして働かなかったのか、そういうことがやはり懸念されるわけです。ですから、こういう想定はなかったのかどうか改めて伺いますが、どのようなものでしたか。

**○議長(小田中 稔)** 佐藤事務局長

**○事務局長(佐藤 学)** 入札につきましては、全国的にも近年でいきますと、1社入札は4割程度ということでもかなり多くなってきているところでございますので、先ほどお答えいたしました手順を踏まえながら、一つ一つ積み重ねるということで進めてきたところでございまして、複数社出るような試みをやってきたところでございます。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 山田 秀人議員

**○5番(山田 秀人)** 次に、技術審査での技術評価の比較についてであります。

技術審査の本来の目的である、複数事業者が参加しない下での技術評価に問題があるのではないかということでもあります。

また、選定委員の処理施設の性能評価や事業者の提案に対する基礎的意見を有する方がどれだけいるのか、これらを伺うものであります。

**○議長(小田中 稔)** 佐藤事務局長

**○事務局長(佐藤 学)** 事業者選定に係る審

査については、まず要求水準書等の条件を満たしていることを確認する基礎審査を行い、この基礎審査を通った時点で広域連合が求める水準には達していると判断したところでございます。技術審査については、事業者提案内容の評価を行うもので、設計、建設及び運営、維持管理や事業計画等の提案について対面的対話、質問回答等を経て、最終的には選定委員会でのプレゼンテーション等を受け、事業者の技術力や運営力などをはかる上で、1社入札であっても技術審査は必要であると考えてございます。

次に、選定委員でございますけれども、学識経験者として廃棄物の専門の大学准教授、ごみ処理施設の建設、運営の経験がある専門家として全国都市清掃会議の技術部長のほか、構成市町で廃棄物処理計画や収集等を所管している行政職員となっております。学識経験者や専門家の委員は、主に施設面や技術面の審査を行い、構成市町の職員は、主に廃棄物行政や運営面などを中心に審査を行うことで、技術面や運営面の双方の観点から審査を行うことが可能になったものと考えてございます。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 山田 秀人議員

**○5番(山田 秀人)** 技術審査ですが、やはりいくら選定委員会があっても、複数の業者からいろんな話を聞いて、その多面性について選定委員会が想定している以上のことなどがあるときもあるわけです。そういうのを含めると、やはり1社でやったということがどうしても問題があるというふうに考えております。

そのところは選定委員会からいろんな意見も聞いていても、やはり複数の業者があったほうがよかったかなという気がするのですが、多面的な意見を聴取する意義においてもあると思いますが、いかが考えますか。

**○議長(小田中 稔)** 佐藤事務局長

**○事務局長(佐藤 学)** 複数の業者が参加す

ることによる提案の多面性ということでございます。

選定委員会にかけるまでにいろいろな協議をしまいいりまして、その中でもコンサルの助言とか全国都市清掃会議の助言をいただきながら、要求水準書等をつくっているということでございます。要求水準書をつくる中で、コンサルまた全国都市清掃会議という、いろんなことを経験している専門家でございますので、その辺は要求水準書に反映できているのではないかなという事は考えております。ただ、1社ということで、おっしゃるような複数業者の比較ということとはなかなか難しかったところでございます。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 山田 秀人議員

**○5番(山田 秀人)** 次に、選定結果について、選定方式としての総合評価一般競争入札について伺います。

この方式については、DBO方式それからPFI方式に代表される民間手法ということで、民間の施設整備や運営、それから管理のノウハウ、資金調達、リスク管理の能力を活用して、行政サービスの向上と効率的な行財政運営の実現を図るという、これがいわゆる目的であります。さらに、DBO方式は資金調達を民間事業者に行わせないため、PFI方式ではありません。PFI方式と同様に扱われる場合が多く見受けられますが、御承知のとおり、平成11年9月に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律——PFI法が施行されて、平成12年の3月にPFI事業の実施に関する基本方針が策定されたところであります。その後、民間手法のガイドラインが示されてからはこれらに基づく民間手法の導入が増加しており、本計画においてもこれらの運営方法が採用されていますが、当連合としても中間処理施設は価格面だけではなく、事業者提案など技術

面も評価するため、総合評価方式を採用したとしております。

しかしながら、財政運営の基本である最少の経費で最大の効果をという原則からすると、総合評価方式を採用するとした理由にはならないのではないかとこのように考えるわけでありませぬ。最大の効果と最高の技術評価を持った新中間処理施設を求めると行政当局としての当然の責務ではないかと思ひます。この原則に合致していると思ひますのかどうか伺うものであります。

**○議長(小田中 稔)** 佐藤事務局長

**○事務局長(佐藤 学)** 最大の効果と最高の技術評価のことでございませぬけれども、ごみ処理施設の発注方式では一般競争入札、プロポーザル方式、総合評価方式などがございませぬ、このうち総合評価方式が技術提案などの総合的な能力と価格面の双方を評価できる方式であると認識してございませぬ。価格面の評価点と技術面の評価点の比率は、技術を重視しますと価格が高い事業者が落札する可能性がございませぬ。価格を重視しますと、価格のみで決定し、技術面の評価が反映されないという可能性がございませぬ。そのため、技術面をしっかり評価しながらも価格面も評価できる、価格40%技術60%とすることで、バランスの取れる比率になったものと認識しているところでございませぬ。

以上でございませぬ。

**○議長(小田中 稔)** 山田 秀人議員

**○5番(山田 秀人)** 次に、入札結果についてであります。

配置動線計画、地域貢献、環境保全など審査項目で高い評価ということではあります、対象比較の事業者がない下で、どうしてそう言えるのか不思議でなりません。この選定が妥当とするにはあまりにも稚拙な判断と言わなければなりません。競争原理が働かない下での技術評価は他事業者との比較検討もできない、こういう

ことであります。そして、価格面でも予定価格より僅か100万円程度では、最大の効果を発揮していないと断ぜざるを得ませぬ。どのように考えますか。

**○議長(小田中 稔)** 小泉事務管理者

**○事務管理者(小泉 賢一)** 今回の選定結果についてでございますけれども、結果として1社の参加でございましたが、その中でも例えば技術評価という面におきましては、今回お話にありました配置あるいは地域貢献、環境保全、これらの評価が高かったというところで、例えば配置につきましては今回は決して広くはない狭小な敷地の中でのコンパクトな、今回の事業に合った施設計画のところですか、それから環境保全につきましても環境基準の遵守に加えて、これまでにはないような一般市民、子供たちへの環境学習の提案ですか、そういった具体の提案、また地域貢献についても当然のことながら地元企業の活用ですか、それから現運営施設の人員の新規会社への移行といった部分での雇用の確保、そういったような1社での評価、審査とはなりましたけれども、そういった中でも今回の事業に合わせた独自のすばらしい提案がそれぞれあったということでの評価をしたところでございませぬ。

また、価格につきましても、事前に公表しておりました価格に近いところではありましたが、これも設定に当たっては、近年における他都市の標準的な建設事業費を参考に積み上げたところでありまして、それを下回る価格でございましたので、1社ではありましたが、この技術面あるいは価格面、総合的に考えまして、妥当なものであるということで選定をしたところでございませぬ。

以上でございませぬ。

**○議長(小田中 稔)** 山田 秀人議員

**○5番(山田 秀人)** 私たちも、この議会の任期の中で、数年にわたって優良の施設を視察

してきたわけであります。環境、教育、それから住民や市民への新しい施設の見学など、いろんな格好で各自治体は住民へこの環境について、それからごみ処理施設についての宣伝、そして広報などもしてきたことは、私たちが多くの施設を見て十分調査し、納得いったわけでありませう。例え1社からの提案といえども、大きく重要視しなければならないということではありますが、やはり1社しかなかったというのが非常に残念な結果だと思えます。

それで、答弁の中に直近の他都市の事例では1社入札が半数近くを占めていることもあり、落札率が高くなることも想定したということでもあります。そうであれば、なおさら競争原理を働かせる手だてを、あらかじめそれを想定して準備を進めて、この入札に応じるべきではなかったのではないかとこのところではありますが、このところを伺います。どうですか。

**○議長(小田中 稔)** 佐藤事務局長

**○事務局長(佐藤 学)** 1社入札が全国的には多いということもありまして、準備はしてきたところでございます。それについては先ほどもお話しさせていただきました内容でございますけれども、一つ一つ積み上げて準備やってきたところでございますけれども、やはりメーカーさんの考え方とさまざまな社会情勢ということもあり、結果的には1社になったということで考えてございます。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 山田 秀人議員

**○5番(山田 秀人)** 結局、今回の入札というのは、やはり初めから1社ありきの入札ではなかったかということでもあります。技術評価は要求水準書に基づいて行ったといっても、ほかの事業者との比較検討もできないということでありました。そして、地方財政法の理念である最少の経費で最大の効果という原則から、大きく逸脱しているということで私は考えておりま

す。これを指摘いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長(小田中 稔)** 次に進みます。

通告がありますので、発言を許します。

小久保 重孝議員

**○14番(小久保 重孝)**(登壇) 今回は、先日決まった新施設をめぐる関係だけ質問をさせていただきます。

この件につきましては、本日も同僚議員2名質問されましたけれども、何度も何度も同じ轍を踏まないでと申し上げてきたところでございます。議会が提案しました現施設をめぐる検証委員会の報告書もできて、その反省から新施設に向けた要求水準書も固まって対面的対話なども行われ、専門家の知見もいただきながら事業者選定に至りました。ここまで来るのに事務方の御苦労も大変あったかと思いますが、しかしまだ事業者が決まっただけでありまして、肝心なのはこれからであります。そのために、これまでの経緯の中で確認しなければならないことを、質問を通して明らかにしていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願ひします。

1つ目は、新施設建設に向けて、現施設検証委員会の報告書からどんな点を学び、要求水準書を作成されたのかお伺いをいたします。

2点目は、予定価格の決定と公開までに、要求水準書における機能とコストはどのようなプロセスの中で決定がなされてきたのか、またその根拠は何を参考としてきたのかお伺ひいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

**○議長(小田中 稔)** 答弁を求めます。

佐藤事務局長

**○事務局長(佐藤 学)** 初めに、検証委員会の報告を踏まえた新施設の要求水準書の作成についてでございますが、性能保証と契約金額の関連づけや、用役の瑕疵担保や性能確認試験、運営終了時の機能検査などの検査の充実、建設

事業者による補修計画の作成、モニタリングとして瑕疵検査や月次・年次報告の強化など、多くの項目について反映させたところがございます。

次に、要求水準書における機能とコスト決定のプロセスについてでございますが、要求水準書は火災への対応など、現施設で不足している部分や受入れ体制等の運営に関する事、また余熱活用の考え方などを抽出した上で、廃棄物コンサルタントの意見や全国都市清掃会議の助言等をいただきながら選定委員会の中で確認され、決定したところでございます。また、コスト削減を第一に掲げ、ほとんどの機器仕様を機能に大きな影響がない範囲で事業者提案としたところでございます。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 小久保 重孝議員

**○14番(小久保 重孝)** それでは、再質問させていただきます。

今日は2人の同僚議員からも入札の関係、様々質疑がございました。また、なぜ1社なのかということについても様々質疑があって、それにもお答えされているのですが、そもそものところの予定価格の件でちょっと確認をさせていただきたいと思っております。予定価格についてはどのような考えの下で設定をしたのか、また他の自治体の事例と比較して高上がりになっていないか、併せて予定価格の事前公表をした意図というのはどこにあったのかお伺いいたします。

**○議長(小田中 稔)** 佐藤事務局長

**○事務局長(佐藤 学)** まず、予定価格についてでございますが、メーカーアンケートでの見積額に直近5年の他都市の事例を考慮し、建設費は他自治体の同施設と同様の水準となるよう設定したところでございます。

また、運営費はメーカーアンケートでの見積額等を参考に設定したところでございますけれども、施設ごとに業務内容に違いがあるため、

他の事例との比較が難しいところがございますが、近年の特例委託費を含んだ現施設との比較で見ますと、約3割程度の削減が図られる見通しでございます。

次に、予定価格の公表についてでございますが、総合評価方式のため、技術や提案内容による競争が促されるメリットを最大限生かすために、事前公表としたところでございます。なお、他都市の事例におきましても、ほとんどが事前公表となっているところでございます。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 小久保 重孝議員

**○14番(小久保 重孝)** 予定価格についての考え方は分かりました。運営費については現施設と比較して、いわゆる特例委託費を含んだ中で3割減というのはよかったなというふうに思っております。

ただ、事前公表については、今回は結果として1グループのみとなりましたので、狙っていた競争によるメリットが享受できなかったのではないかと、それでも事前公表が有効であったとするならどんな点が有効だったのかお伺いをしたいのです。先ほど小泉事務管理者もそれにちょっと言及された点もあるんですが、この点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

**○議長(小田中 稔)** 佐藤事務局長

**○事務局長(佐藤 学)** 事前公表ということでございます。ほとんどの自治体で事前公表しておりますけれども、まずこちらの入札金額の上限を定めるということもございまして、今回の場合、全体の費用を定めまして、運営費用のほうも定めておりますので、将来20年間にわたる運営費用の削減の考えもあったということでございます。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 小久保 重孝議員

**○14番(小久保 重孝)** 数字に合理性があるのかないのかというところがございました。



事前の調査ではかなり絞り込んで、いわゆる長寿命化ということと併せて新施設かということの議論というか検証もしてまいりましたから、その結果がこうした数字をかなり絞り込んだというふうには聞いておりますから、それにある面手を上げてくれたグループがあつてよかつたなという部分で評価はしているところでございます。

ただ、それでも対面的対話の中でのやり取りなんかを見ますと、事業者側の提案というのがかなり多いわけでありましてけれども、しかしその事業者側の提案に対して、やっぱり要求水準書どおりということで、行政側の受け止めが固いなというところもございますので、その辺をもう少し個別に確認をしながら、まだこの後どのくらい決定を変えられるのかというところをちょっと確認したいと思います。

例えば、現施設で多発している火災について、新施設ではしっかりとした対策を講じるべきというふうに考えていまして、当然この部分も要求水準書の中、事前のいろんなお話の中でも出ていたように聞いております。その火災対策、実際どうなっているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

**○議長(小田中 稔)** 佐藤事務局長

**○事務局長(佐藤 学)** 新施設の火災対策でございますけれども、不燃粗大ピットにおける赤外線による熱監視と自動放水設備の設置、発火の多い搬送コンベヤーや破砕鉄貯留ヤードへ検知器やカメラを現施設以上に設置することなどにより、火災対策を強化する考えでございます。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 小久保 重孝議員

**○14番(小久保 重孝)** 火災対策として予防散水という方法があるようで、少ないかもしれませんが、他の自治体で取り組んでいるところがあると聞いております。今、答弁では

赤外線熱監視と自動放水というのがございましたが、これは火災時に動作するものだと思うので、予防散水を自動的に行える設備の導入も一つではないのかということがあります。というのも、分別収集を進めることになりましたけれども、それだけでは十分ではないのではないかと聞いてございます。また、実際に火災になった場合、これまでもそうでしたが、大変ダメージが大きいということもございまして、改めてこの点は、今の答弁もいいんですが、今後事業者との話合いの中で、こういった点も可能なかどうか協議をいただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

**○議長(小田中 稔)** 佐藤事務局長

**○事務局長(佐藤 学)** 貯留ピット内の火災対策ということで、過去にもピット内で火災が起きているということもございまして。先ほどもお答えさせていただきましたけれども、要求水準書の中で火災対策を重視したということもあつて、事業者からは赤外線感知器と連動した自動放水銃というもの、初期消火ということで提案がなされたところでございます。

御質問の提案については、今後事業者と設計を協議していくわけでございますけれども、この施設に合った火災対策、また全国都市清掃会議、コンサルとの協議の中で検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 小久保 重孝議員

**○14番(小久保 重孝)** ぜひ協議をしていただきたいので、赤外線熱監視は新しいものが出てきているので、大変かなり有効だというふうな話も聞いておりますが、当然コストも高上がりになっているだろうと思ひます。今の予防散水という考え方は、非常にアナログ的で昔からあるような考え方でございまして、どちらがコストを下げられて手間もかからないかというところも含めて御検討いただきたいなとい

うふうに思います。

もう一つは、現施設で課題となっている鉄の塊等の処理不適物の混入対策、新施設の対策ということではどのようなことになっているのかお伺いをしたいと思います。

**○議長(小田中 稔)** 佐藤事務局長

**○事務局長(佐藤 学)** 新施設の処理不適物の混入対策でございますけれども、自己搬入車両については、監視カメラやプラットフォームの作業員の目視により搬入ごみを監視し、また収集車両については、投入ごみ監視コンベヤーを設置し、定期的な展開検査の実施による啓発で、処理不適物の混入防止を図っていく考えでございます。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 小久保 重孝議員

**○14番(小久保 重孝)** 確認ですけれども、投入ごみ監視のコンベヤーの設置での抜き打ち検査というのは、今もやっていることではなかったでしょうか、いかがですか。

**○議長(小田中 稔)** 佐藤事務局長

**○事務局長(佐藤 学)** 現施設のそういう体制でございますけれども、コンベヤーの設置の抜き打ち検査というのは今はやっていないということでございます。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 小久保 重孝議員

**○14番(小久保 重孝)** いずれにしても、アナログ的なことでしか対応ができないということなんですが、せっかく新施設になる中で、何か新しい技術はないのかなということも併せて考えていただけないかなと思っていました。素人的には、金属探知機的なものがないのかなとか、専門の事業者であればいろんな手法があるのではないかなと、そんなふうに感じたので、その辺もちょっと協議をいただきたいなと思っておりました。

それから、施設整備に対しての要求水準につ

いては、現施設での反省からコストを度外視して、過度に引き上げてしまっているのではないかという点もちょっと危惧しています。先ほども申し上げましたけれども、かなり予算を絞ったという中で、現施設と同じ轍を踏まないと私たちが申し上げれば申し上げるほど、行政側は非常に固くなっているのではないかという点でございます。

それで、先ほど申し上げましたけれども、事業者からコストを下げるための仕様変更の要望に対して、対面的対話の部分で見ると、その部分がなかなか要求水準書どおりですというふうな回答になっていて、やり取りが非常にクールだなと感じるところがございました。

その一つが、例えば排ガスの白煙防止装置の設置についてです。私たち議会は武蔵野市への視察がございました。ここでは、白煙自体に環境への悪影響がないこと、設置をすることによってエネルギーロスが発生することなどが実際に理由として掲げられて、住宅が密集している武蔵野市でさえも設置を取りやめたという事例がございました。ほかの事例でも、高知市ですとか佐賀市ですとか実際に設置をした、しかしその後やっぱり環境的にはこれはよくないんだということになって取りやめをしている、要するに運転停止をしているというケースもある。

そのことを考えると、事業者側の提案でも白煙防止措置は必要ないのではないかという提案があったのを、白煙防止装置はつけてくださいと、つけますという要求水準書どおりということになったわけですが、この辺についての考え方、費用をかけてまで設置する理由をお伺いしたいと思います。

**○議長(小田中 稔)** 佐藤事務局長

**○事務局長(佐藤 学)** 白煙防止装置の設置についてでございますけれども、排ガスを加熱することで煙突からの白煙を見えにくくすることを目的とした装置でございます。白煙は水

蒸気であるため環境への悪影響はございませんが、周辺への視覚的な影響の軽減を目的に、費用を要するところがございますけれども、現施設と同様に白煙防止措置の設置を求めたところでございます。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 小久保 重孝議員

**○14番(小久保 重孝)** 周辺への視覚的な影響への配慮という点は分からないでもありません。これまでずっと白煙防止装置がついていて、白煙がないような状態の中で来ておりますから、新しい施設になったらその白煙が出るということに対して、住民がどう言うだろうかということはあるのかもしれませんが、ただ、今の時代の考え方としては、やはりもうこういうことはある面無駄な設備なわけでありまして、さらに言うと私たちは電気を売電して、できるだけコストをかけないでやってやっているにもかかわらず、これによってエネルギーロスが生じるんですから、エネルギー回収が低廉になるのであれば、住民に白煙とは何なのかということを説明して、理解を得ていく必要があるのではないかというふうに思っています。改めてこの点についてお聞かせいただきたいと思えます。

**○議長(小田中 稔)** 佐藤事務局長

**○事務局長(佐藤 学)** 白煙防止装置の見直しでございますけれども、新施設稼働後の状況を確認しながら、白煙の増加について住民の理解が得られるかなど、課題を検討した上で進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 小久保 重孝議員

**○14番(小久保 重孝)** ちょっと大変なことかもしれませんが、各自治体も協力して広報などで周知しながら、今の考え方はこうなんだということをお伝えしていくことで理解を促せるのではないかと、そんなふうに考えてい

るので、お願いいたします。

それから、集じん灰の処理装置の混練機の設置というのがございました。事業者からは、混練機は故障リスクが低く、故障した場合であっても、修理対応によりごみ処理への影響がないことから、混練機の設置数を要求水準書で示された2基から1基へ変更してはどうかという提案があった。しかし、これは認めなかったということでございます。まず、理由について伺います。

**○議長(小田中 稔)** 佐藤事務局長

**○事務局長(佐藤 学)** 混練機の設置数を2基とした理由でございますけれども、24時間運転による自動交互運転を予定しておりまして、事業者提案による1基のみの設置では、運転開始時に混練不足や水分過多などにより、処理が不安定になりやすい課題がございます。また、1基の設置では、定期的な分解清掃や摩耗部の溶接補修、部品交換など、全炉休止の期間だけでは整備期間が不足し、ごみ処理に支障が出る恐れもありますことから、安定した運転を確保するために2基の設置を求めたところでございます。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 小久保 重孝議員

**○14番(小久保 重孝)** しつこく言うこともできないんですけど、確か事業者側からは1基設置で実績がありますというお話もあったように聞いておりますから、ある面今おっしゃるところの安定稼働ということについては理解はするんですけども、やっぱりコストとの見合いの中で判断すべきところもあるのかなというふうにちょっと感じたところでございます。今後の話の中で変わるとは思えないのですが、改めて仕様については検討しておいていただけたらなというふうに思っています。

それから、検証委員会の報告書の中に当時の担当者の陳述書として、ごみ1トン当たりの処

理単価の記述がありました。トン当たり1万3400円となっていて、当時室蘭では1万2,000円、伊達では1万9,000円だったものが1万円となって、広域連合にとっては有利な単価となったとする内容でありました。今思うと、いかに無理をしていたかということになるのかなというふうに思うのですが、今回新しい施設で計算した場合、現施設の当初と特例委託費を含めた場合と、また新施設及び他市の事例などが分かれば、ごみ1トン当たりの処理に関わる費用はどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

**○議長(小田中 稔)** 佐藤事務局長

**○事務局長(佐藤 学)** ごみ1トン当たりにかかる費用でございますけれども、全て予定価格のベースでお答えさせていただきますが、現施設の契約当初の見込み額が約1万2,000円、新施設が約1万7,000円となっております。

また、直近の新施設と同規模の他都市の事例においては、運営業務内容に違いがあるため単純比較ではございませんけれども、各自治体のホームページによると平均で約1万6,000円程度となっております。

以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 小久保 重孝議員

**○14番(小久保 重孝)** 今お答えいただいたとおりでありますけれども、新施設が1万7,000円程度で、他市の事例が平均で1万6,000円というところで差があるのはちょっと残念だなというふうに思っております。特例委託費を含めた2万円以上は当然かかりすぎだというふうに思うのですが、この数字と先ほど御答弁いただいた、いわゆる運営費の3割減みたなお答えとはちょっと整合性が合わないのがありますけれども、この辺はまだ数字が確定していないことなどがあるんでしょうか。ちょっとその辺についてお答えいただけますか。

**○議長(小田中 稔)** 佐藤事務局長

**○事務局長(佐藤 学)** 先ほどお話ししましたが、設計予定価格ベースということでお話しさせていただきます。今入札が終わりましたので、入札後の価格というのもございます。また、売電収入も今回増えているということもございますので、それらを含めると1万6,000円、3割程度下がるのではないかと考えております。以上でございます。

**○議長(小田中 稔)** 小久保 重孝議員

**○14番(小久保 重孝)** 売電収入なども含めたら1万6,000円台になるのではないかとということでございますので、その辺も今後、先ほど来申し上げているような仕様によって変わってくるのではないかなというふうに期待しております。いずれにしても、長く使う施設でもございますし、モニタリングが入ったことによって、本当に現施設とは違った形でよい施設ができるというふうにちょっと私は期待しております。

今回の費用については、様々な意見もあるわけですが、しかし今の施設を使い続けるよりは、とにかくできるだけ早く新施設に移行して、住民の負担を下げたいということを狙いでございますから、まだこれから長い年月がかかるわけでありまして、よりよいものにしていただくことをお願いして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長(小田中 稔)** これをもちまして、一般質問を終了いたします。

**○議長(小田中 稔)** 以上で、今定例会に提案されました案件の審議は全部終了いたしました。

これもちまして、令和2年第2回西いぶり広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後 4時10分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

議 長 小田中 稔

署名議員 羽立 秀光

署名議員 杉尾 直樹